

自然災害等に伴う授業及び定期試験の取扱いについて

台風等または地震による災害が発生した場合、若しくは発生の恐れがあり警報または注意情報が発令された場合の授業及び定期試験（追試験及び再試験を含む。以降「授業等」という。）の対応は次のとおりです。

- (1) 台風に伴い、名古屋市に暴風警報が発令された場合台風に伴い名古屋市に暴風警報が発令された場合は、暴風警報発令後に開始される授業等は休講となります。ただし、暴風警報が解除された場合の授業等の実施については、別表のとおりです。

〔注意事項等〕

- 1) 暴風警報が発令された際、既に大学に登校している場合は、経路の安全を確認し、危険な状況になる前に帰宅してください。
- 2) 登校途中に暴風警報が発令された場合は、登校せず、帰宅してください。
- 3) 授業等の最中に暴風警報が発令された場合は、当該授業終了後、経路の安全を確認し、帰宅してください。
 - ICT を使った遠隔授業で実施する授業等について
 - ・ 暴風警報が発令された場合においても、原則、実施します。授業等を実施しない場合は、TACT等を通じて授業担当教員からお知らせします。
 - ・ 自宅のインターネット環境が十分でなく学内アクセスポイントを利用している学生が、暴風警報発令により登校できず、授業等を受けられない場合は、TACT等を通じて担当教員にご相談ください。

- (2) 地震・火災が発生した場合

授業等の最中に地震等が発生した時は、地震等の規模や周りの状況を冷静に判断し、まずもって、身の安全を図ってください。その後、授業等を速やかに中断し、授業担当教員の指示に従って指定された避難場所へ避難してください。避難後は、大学の指示に従ってください。

- (3) 「東海地震注意情報」又は「警戒宣言」が発表された場合授業等の最中に「東海地震注意情報」又は「警戒宣言」が発表された場合は、大学からの指示に従い授業等を速やかに中断し、指定された避難場所へ避難又は帰宅してください。また、登校前又は登校途中の場合は、安全な場所で待機してください。

「東海地震注意情報」又は「警戒宣言」が発表された後、観測データの異常が終息に向かい解除情報が発表された場合は、その後の授業の実施については、大学の指示に従ってください。

- (4) その他、災害が発生した場合、もしくは発生の恐れがある場合上記以外の場合において、授業等を実施することが困難であると判断されるときは、休講措置等の情報をホームページ及び掲示等により通知します。

- (5) 代替措置

上記により中止となった場合の授業等の代替措置実施期日は、掲示等により通知します。

- 注) 大雨等により通学に困難が生じた場合は、休講措置は取りませんが、出欠については個々の学生の通学事情を考慮します。

〔暴風警報の解除後の授業の実施〕

警報解除時刻	授業等開始時限
6時45分まで	第1時限
以後11時まで	第3時限